

第 2 1 回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 3 月 1 2 日 (木) 午後 2 時 4 5 分から午後 3 時 5 5 分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁 (3 階)

3. 出席した農業委員 (1 2 人)

会 長	1 4 番	前 川 正 人			
委 員	1 番	佐 藤 雄 一	2 番	鹿 又 幸 也	
	3 番	後 藤 義 昭	5 番	中和田 吉 彦	
	7 番	小 島 良 金	8 番	小田原 正 一	
	9 番	瀧 澤 正 一	1 0 番	佐 藤 吉 美	
	1 1 番	坂 本 雄 司	1 2 番	廣 瀬 恵美子	
	1 3 番	武 島 竜 太			

4. 欠席した農業委員 (1 人)

6 番 館 山 友美子

5. 遅参した農業委員 (0 人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志 賀 謙 寿
事務局次長兼農業振興係長	新 妻 暁 生
農地係長	門 馬 優 樹
事務局主査	佐 藤 達 也

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農地の転用事実に関する照会について

(2) 引き続き農業経営を行っている等の証明書の交付について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について

(2) 農地転用許可に係る工事進捗報告について

(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和7年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画
(一括方式) について

議案第7号 令和8年度 農作業労働賃金標準額(案) について

議案第8号 専決処分及び報告事項案件の追加について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、お揃いなので、全員ご起立を願います。一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第21回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第21回相馬市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席の届出は、6番館山友美子委員です。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。2月16日、月曜日、馬場野地区で、農地の転用事実に関する現地調査を小島委員に行っていたいております。2月25日、水曜日、委員全体協議会を市役所で開催し、主に、令和8年度の農作業労働賃金標準額について協議を行っていたいております。また、同日、本日の総会にかかる議案のほうを配布させていただいております。3月5日、木曜日・6日、金曜日、今回の総会にかかる現地調査を実施しております。

議 長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。5番中和田吉彦委員、7番小島良金委員、ご両名を指名いたします。
 次に、日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。
 次に、日程第4、議事に入ります。本日の付議案件につきまして、お手元の議案書のとおりですが事務局より、議案の追加について申し出がありましたので、その説明を求めます。事務局。

事務局 議案第8号 専決処分・報告事項案件の追加について、議案として追加することについて、説明いたします。

先月の全体協議会でご協議いただいた内容であります。専決事項に1つ、報告事項に1つ、計2つを追加することについて、提案するものです。

その内容は、専決事項については、農業経営基盤の強化の促進に関する計画、いわゆる地域計画について、その変更案にかかる議案において、農業委員会が素案として提出したとおりの内容、または軽微な変更を加えたものについては、次回総会から、専決事項とするものです。

また、報告事項については、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断、いわゆる非農地判断にかかる議案で、これまで、現地調査の結果について委員の皆様からご説明いただきましたものについて、次回総会から、報告事項とするものです。

いずれも、総会の運営の効率化を図るものでありますので、本総会においてお諮りいたしたく、提案するものでございます。

議長 お諮りいたします。只今、事務局より説明がありました「専決処分及び報告事項案件の追加について」議案第8号として、本日の議案に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号「専決処分及び報告事項案件の追加について」を本日の議案に追加いたします。事務局より、議案を配布願います。

次に、報告第1号 専決処分についてを議題といたします。(1) 農地の転用事実に関する照会について事務局の報告を求めます。事務局。

事務局 報告第1号 専決処分について、ご説明申し上げます。(1) 転用事実に関する照会について、今月は1件の照会がありました。番号1について、福島地方法務局相馬支局登記官から、令和8年1月26日付けで「農地の転用事実について」照会があり、回答については、農林水産省通知に基づき、照会の日から、2週間以内に回答する必要があるため、専決処分として取り扱わせていただきました。

た。申請人の住所、氏名、土地の所在はそれぞれ議案書記載のとおりであり、当時の許可申請の内容は農地法第5条に基づく所有権の移転（売買）となります。なお、申請人は、許可申請者である譲受人本人に当たります。令和8年1月28日に1番農業委員、日立木地区担当桑折好行委員とともに確認を行い、転用目的「倉庫兼居宅用地」として、転用目的のとおり使用していることを確認し、令和8年2月5日に土地の現況を「非農地の宅地」と回答いたしました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に（2）引き続き農業経営を行っている等の証明書の交付について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号 専決処分について（2）引き続き農業経営を行っている等の証明書の交付について、事務局よりご報告いたします。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けている者は、3年に1度、納税猶予の継続手続きが必要となっております。納税猶予の継続手続きには、農業委員会が証明する引き続き農業経営を行っている旨の証明書が必要になります。継続届出書の提出締切り時期の兼ね合いから、本総会での議決後に証明書を交付することとなると、証明願出人の円滑な継続手続きに支障をきたすことから、事務局から地区担当委員へ調査を依頼し、専決処分にて、証明書を交付するという取り扱いとしたところであります。願出人の住所・氏名、対象地は議案書記載のとおりです。引き続き農業経営を行っている期間については、前回の証明日である令和5年2月10日から今回の証明日である令和8年1月30日となります。贈与を受けた日は、平成28年4月27日です。証明対象となる税は、相続税となります。去る令和8年1月26日に願出人から申請があり、1月30日に地区担当の5番中和田委員とともに現地調査を行いました。現地調査の結果、願出人は、農業経営を適正に行っており、証明書を交付することが妥当でありました。その後、2月18日に農業委員会の窓口にて、願出人に対

し、証明書を交付しております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号 報告事項についてを議題といたします。(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について(2) 農地転用許可に係る工事進捗報告について(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号 報告事項について、事務局よりご報告いたします。(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は1件の届出を受理いたしました。番号1について、去る3月5日、9番、13番、1番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施いたしました。届出の内容のとおり、農業用倉庫が建築されていることを確認いたしました。(2) 農地転用許可に係る工事進捗報告について、今月は2件の報告を受理いたしました。番号1及び番号2について、去る3月5日、9番、13番、1番委員とともに現地調査を実施し、工事の進捗状況を確認いたしました。(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は11件の報告を受理いたしました。まず、番号1、番号3及び番号10については、追認による農地転用許可となっているため、現地調査を省略しております。次に、その他のものにつきましては、去る3月5日及び3月6日に各輪番委員とともに現地調査を実施し、農地転用の許可条件のとおり工事が完了していることを確認いたしました。(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について、今月は7件の届出を受理いたしました。権利の取得事由についてはいずれも相続によるものとなっており、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は7件の通知を受理い

たしました。番号1の解約の理由については、農地法第3条申請に伴う解約となっており、同地は「本総会議案第1号」の番号5に上程されております。番号2から番号7の解約の理由については、耕作者変更によるものとなっております。番号2及び番号3の解約後の耕作者については、「本総会議案第6号」の番号48に上程されており、番号4及び番号5の解約後の耕作者については、こちらも同様に「本総会議案第6号」の番号47に上程されております。なお、番号6及び番号7については、解約後は所有者が耕作することとなっております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について担当委員挙手願います。2番鹿又幸也委員願います。

2 番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件です。調査担当委員を代表して報告させていただきます。去る2月26日、地区担当推進委員と、譲受人宅に伺いご本人と現地にて許可申請内容確認をいたしましたのでご報告いたします。申請人・申請地は議案書記載のとおりです。権利の設定は所有権の移転（売買）です。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における農作業従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地にて確認いたしました。よって、許可基準は要件を満たしております。許可基準第2号については譲受人が個人であるため非該当です。次に許可基準第3号について議案書記載のとおり該当ありません。次に許可基準第5号について、譲受人に転貸の事実はないため非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが議案書に記載のとおりで地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から

許可相当と判断いたしました。

議 長 続いて、番号2番について、担当委員挙手願います。10番佐藤吉美委員お願いします。

10番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について2番案件をご報告します。去る3月3日に、地区担当推進委員とともに、聞き取り調査および現地調査を行いました。結果を報告します。申請人・申請地等については議案書記載のとおりです。権利の設定内容は所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者と従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。現地調査にて、譲受人には不耕作地がないことを確認しております。許可基準第1号・第4号については要件を満たしております。許可基準第2号について譲受人は個人ですので非該当です。許可基準第3号について議案書記載のとおりで該当ありません。許可基準第5号について譲受人に転貸・質入れ等の事実がないため非該当です。許可基準第6号、地域調和要件について議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当と判断しました。

議 長 続いて、番号3番・4番について、担当委員挙手願います。11番坂本雄司委員お願いします。

11番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番案件・4番案件です。申請人・申請地については議案書記載のとおりで、譲渡人は異なりますが譲受人が同一のため併せて報告いたします。去る3月1日に地区担当推進委員と譲受人宅で聞き取り調査と現地調査を行いました。結果を報告いたします。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者と従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。聞き取り調査にて、譲受人には不耕作地がないことを確認しております。許可基準第1号・第4号については要件を満たしております。許可基準第2号について譲受人は個人ですので非該当です。許可基準第3号について議案書記載のとおりで該当あ

りません。許可基準第5号について譲受人に転貸・質入れ等の事実がないため非該当です。許可基準第6号、地域調和要件について議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 続いて、番号5番について、担当委員挙手願います。12番廣瀬恵美子委員をお願いします。

12番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、5番案件について報告申し上げます。申請人、申請地等については議案書に記載のとおりです。去る2月28日、地区担当推進委員とともに申請地を現地確認し、譲受人の自宅を訪問して聞き取り調査を行いました。権利の設定内容は所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書のとおりで問題はありません。譲受人には、不耕作地がないことを現地調査及び聞き取り調査により確認しました。よって許可基準第1号、全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に許可基準第2号、農地所有適格法人要件についてですが、譲受人は個人であるため、非該当です。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてですが、議案書に記載のとおり該当ありません。次に許可基準第5号、借入地の転貸・質入れについてですが、譲受人に転貸・質入れの事実はないため、非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが、議案書記載のとおりであり、また、これまでも譲受人は申請地を耕作しているということから、地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より補足説明いたします。まず、番号1について、譲渡人が相続により申請地を取得したものの、申請地の隣接地を耕作している譲

受人に対して売却を希望したことから、申請に至ったものとなります。次に、番号2について補足説明いたします。こちらは、譲渡人が農地の処分を検討していたところ、現在の耕作者である親族に引き受けてもらえることとなり、申請に至ったものとなります。次に、番号3について補足説明いたします。こちらは、譲渡人が農地の処分を検討していたところ、譲受人に引き受けてもらえることとなり、申請に至ったものとなります。なお、現在の耕作者は申請地の購入を望まなかったこともあり、今回の所有権移転に伴い譲受人が新しい耕作者になることについては了承済みです。次に、番号4について補足説明いたします。こちらにも、譲渡人が農地の処分を検討していたところ、譲受人に引き受けてもらえることとなり、申請に至ったものとなります。なお、現在申請地の耕作者は不在であります。次に、番号5について補足説明いたします。こちらにも、譲渡人が農地の処分を検討していたところ、現在の耕作者である譲受人に引き受けてもらえることとなり、申請に至ったものとなります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務

局より審査内容を説明申し上げます。案件1について、申請人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。本件は、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請、案件1と関連しており、申請人が農業委員会で農地の譲受について相談をした際に、申請地が既に農業用倉庫、庭園及び鶏舎用地として使用されており、違反転用状態であることが判明したため、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、申請地の違反転用は申請人が、農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約50年前から農業用倉庫用地等として使用していました。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。また、⑥併用地の有無は、申請人所有の宅地等です。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に案件2をご覧ください。申請人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。本件は、申請人が農業委員会で農地の売買について相談をした際に、申請地が既に宅地拡張用地として使用されており、違反転用状態であることが判明したため、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、申請地の違反転用は申請人の亡父が、農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約60年前から、通路または庭園用地等として使用していました。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。また、⑥併用地の有無は、申請人所有の宅地等です。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。番号1番について、担当委員挙手願います。3番後藤義昭委員お願いします。

3 番 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件です。去る3月6日、2番委員・5番委員・地区担当推進委員と事務局2名とで現地調査を行いましたので担当委員を代表して調査結果を報告します。申請人、申請地は議案書記載のとおりです。転用後の用途は農業用倉庫・庭園及び鶏舎用地になります。工事期間は、許可の日から1ヶ月になります。許可基準第1号は、おおむね10ヘクタール以上の規模の区域内にある農地ですので第1種になります。しかし、この案件は農業用施設ですので不許可の例外

事業に該当します。許可基準第2号は該当しません。以上の事から立地基準は満たしております。続いて許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 続いて、番号2番について、担当委員挙手願います。1番佐藤雄一委員願います。

1 番 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請、2番案件について調査担当委員を代表して報告させていただきます。去る3月5日、9番委員・13番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。調査結果を代表して報告いたします。申請人・申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について申請地は周辺が50メートル以内の間隔でおおむね50戸の家屋等があり「市街地内農地」であるため第3種農地となります。許可基準第2号は第2種農地でないため該当いたしません。従って許可基準は満たしていると判断いたしました。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は議案書に記載のとおりの方策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1について、譲受人、譲渡人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、農業用倉庫及び庭園用地です。本件は、譲受人が農業委員会で農地の譲受について相談をした際に、申請地が既に農業用倉庫及び庭園用地として使用されており、違反転用状態であることが判明したため、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、申請地の違反転用は譲受人が、譲渡人の承諾を得て、農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約50年前から農業用倉庫用地等として使用していました。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（贈与）です。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。また、⑥併用地の有無は、譲受人所有の畑です。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に案件2をご覧ください。譲受人、譲渡人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、自己山林管理用道路法面用地です。本件は、譲渡人が農地の整理をしていた際に、申請地が既に自己山林管理用道路法面用地として使用されており、違反転用状態であることが判明したため、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、申請地の違反転用は譲受人が、譲渡人の亡父の承諾を得て、農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約30年前から自己山林管理用道路法面用地として使用していました。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（贈与）です。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。また、⑥併用地の有無は、譲受人所有の原野です。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に案件3をご覧ください。譲受人、譲渡人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。本件は、東日本高速道路株式会社が、市内の常磐自動車道4車線化工事に伴

う工事用道路及び資機材置場用地として一時転用するものです。権利の移転設定の内容は、賃貸借権の設定です。工事期間は、許可の日から36カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりですが、⑤行政庁の免許、許可等の処分について、常磐自動車道4車線化に伴う道路等の施工計画について、市都市整備課等と協議済みであることを確認しております。また、申請地は農業振興地域内農用地区域であるため、農林水産課より開発許可不要の確認を受けております。ここで、農業振興地域内農用地区域については、立地基準の観点から原則として許可できないとされていますが、例外として仮設工作物の一時転用であって、高速道路建設のため必要であると認められる場合等は許可できることとなっております。また、⑥併用地の有無は、相馬市等の公衆用道路等です。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件4について、譲受人、譲渡人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、一般住宅用地です。本件は、譲渡人が農業委員会で農地の売買について相談をした際に、申請地が既に一般住宅用地として使用されており、違反転用状態であることが判明したため、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、申請地の違反転用は、譲受人の亡父が譲渡人の亡父から承諾を得て、農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約40年前から、一般住宅用地等として使用していました。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(贈与)です。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。また、⑥併用地の有無は、譲受人所有の宅地です。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。3番後藤義昭委員お願いします。

3番 農地法第5条の規定による許可申請、1番案件について報告いたします。去る3月6日、2番・5番・地区担当推進委員・事務局2名とで現地調査を行いましたので担当委員を代表して調査結果を報告します。譲受人・譲渡人・申請地については議案書記載の通りです。権利の移転設定内容は(贈与)になります。転用後の用途は、農業用倉庫・庭園用地になります。工事期間は、許可の日から1カ

月になります。転用許可基準第1号はおおむね10ヘクタール以上の規模の区域内にある農地ですので第1種になります。しかし、この案件は農業用施設ですので不許可の例外事業に該当します。許可基準第2号は、該当しません。以上の事から立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は議案書に記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 続いて、番号2番について、担当委員举手願います。5番中和田吉彦委員をお願いします。

5番 農地法第5条の規定による許可申請について、2番案件です。去る3月6日、2番委員・3番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いましたので調査担当委員を代表して報告いたします。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール未満の小集団の農地であるため第2種農地となります。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり他の場所での事業は困難と判断しました。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は、議案書記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 続いて、番号3番について、担当委員举手願います。2番鹿又幸也委員をお願いします。

2番 農地法第5条の規定による許可申請について、3番案件です。調査担当委員を代表して報告します。去る、3月6日、3番委員・5番委員・地区担当推進委員・事務局2名とで現地調査を行いました。申請人・申請地については議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は農業振興地域内の農用地です。しかし、この案件は常磐自動車道の4車線化に伴う作業用地としての一時転用です。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり他の場所での事業は困難と判断しました。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号・5号は、議案書記載のと通りの対策

で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 続いて、番号4番について、担当委員举手願います。13番武島竜太委員をお願いします。

13番 農地法第5条の規定による許可申請について、4番案件です。去る、3月5日に、1番委員・9番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いましたので担当委員を代表して調査結果を報告いたします。申請人・申請地は議案書記載のとおりです。一般住宅用地としての転用申請で所有権の移転(贈与)となります。許可基準第1号の立地基準ですが申請地は第1種農地ではありませんが近隣周辺に家屋が点在しており集落接続事業に該当すると判断いたしました。よって、許可基準第2号は、非該当です。以上の事から立地基準は満たしております。続いて許可基準第4号は、議案書記載のとおりの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号 現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。2番鹿又幸也委員お願いします。

2 番 議案第4号 現況確認証明申請について、番号1番の枝番1・2の申請地の状況を、3月6日、3番委員・5番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査により確認して来ましたので代表して報告いたします。議案書に記載された申告理由のとおり周辺農地の状況からも、今後、農地として耕作することが困難と見て来ました。したがって農地の状況・周辺の状況から判断し申請地目のとおり原野として証明することが妥当と判断いたしました。

議 長 続いて、番号2番・4番について担当委員挙手願います。9番瀧澤正一委員お願いします。

9 番 議案第4号 現況確認証明申請について、2番案件です。申請地の現況を3月5日に、1番委員・13番委員・事務局2名とともに現地調査を実施して確認してまいりました。調査担当委員を代表して報告いたします。議案書に記載された申請理由のとおり、周辺の状況からも今後も農地として耕作することは困難と見てまいりました。従って農地の現況は周辺の状況から判断して申請地目のとおり、山林・原野として証明書を交付することが妥当と判断しました。続きまして4番案件です。申請地の現況を3月5日に、1番委員・13番委員・事務局2名とともに現地調査を実施して確認してまいりました。調査担当委員を代表して報告いたします。議案書に記載された申請理由のとおり、周辺の状況からも今後も農地として耕作することは困難と見てまいりました。従って農地の現況は周辺の状況から判断して申請地目のとおり、山林として証明書を交付することが妥当と判断しました。

議 長 続いて、番号3番について担当委員挙手願います。5番中和田吉彦委員お願いします。

5 番 議案第4号 現況確認証明申請について、3番案件です。申請地の現況を3月6日、2番委員・3番委員とで現地調査により確認してまいりました。議案書に記載された申請理由のとおり周辺の状況

からも今後も農地として耕作することは困難と見てまいりました。従って農地の現況は周辺の状況から判断して申請地目のとおり、山林と判断しました。

議 長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号 現況確認証明申請について事務局からの説明は特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 現況確認証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。次に、議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号67番について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査いただくにあたり、お手元に参考資料と書かれ

た資料をお配りしております。こちらは現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番から67番までについて担当委員挙手願います。9番瀧澤正一委員お願いします。

9 番 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご報告させていただきます。3月5日に、1番委員・13番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。調査担当委員を代表してご報告いたします。現地調査の結果、番号1番・2番は山林、3番は原野、4番は山林、5番・6番は原野、7番・8番は山林、9番は原野、10番は山林、11番・12番は原野、13番から31番は山林、32番は農地、33番から38番は山林、39番52番は原野、53番から66番は山林、67番は原野と判断しました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり番号32番を除き非農地と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については委員報告のとおり番号32番を除き非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第6号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集

積等促進計画（一括方式）についてを議題といたします。番号1番については、13番武島竜太委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから13番武島竜太委員は暫時の間、退場願います。

（ 13番 武島竜太委員 退場 ）

議 長 事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）について、番号1番について説明します。権利の設定人および被設定人は議案書記載のとおりです。契約期間が満了するに伴い再度利用権を設定する契約です。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件はすべて満たしております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしとすることにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和7年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）については意見なしとすることに決せられました。13番武島竜太委員の入場を認めます。

（ 13番 武島竜太委員 入場 ）

議 長 13番武島竜太委員にご報告いたします。議案第7号 番号1番
令和7年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括
方式）については「意見なし」とすることに決せられました。

議 長 続いて、番号2番から53番までについて相馬市農業委員会会議
規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異
議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説
明を求めます。事務局。

事務局 番号2番から番号53番について、事務局より説明いたします権
利の設定人及び被設定人は、それぞれ、議案書に記載のとおりです。
うち、番号2番から番号33番までについては、契約期間満了に伴
い、再度、利用権を設定する契約です。番号34番・35番につ
きましては、これまで所有者が耕作していた農地について、新たに、
利用権を設定する契約でございます。番号36番から39番まで
につきましては、これまでの耕作者に代わって、新たな耕作者が、利
用権を設定する契約でございます。40番・41番につきましては、
期間満了に伴い、再度、利用権を設定する契約です。42番から4
8番までにつきましては、これまでの耕作者に代わって、新たな耕
作者が、利用権を設定する契約でございます。49番につきま
しては、期間満了に伴い、再度、利用権を設定する契約です。50番
から52番までにつきましては、これまでの耕作者に代わって、新
たな耕作者が、利用権を設定する契約でございます。最後に53番
につきましては、耕作していなかった農地について、新たに、利用
権を設定する契約でございます。なお、新たに利用権を設定する法人
は、1名体制でしたが、現在2名拡充し、3名体制となっており、
さらなる人員の拡充も予定しております。

いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項
の要件は、すべて満たしております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 番号2番から53番 令和7年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画(一括方式)については「意見なし」とすることに決せられました。次に、議案第7号 令和8年度 農作業労働賃金標準額(案)について事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号 令和8年度農作業労働賃金標準額(案)について、ご説明いたします。先月13日の農業振興委員会、および同月25日の農業委員・農地利用最適化推進委員全体協議会で協議いただきました内容について、議案として提案させていただくものです。全体協議会の内容から変更はございません。また、裏面の農地の賃借料情報については、農地法第52条に基づき、農地の賃借料の動向をまとめたものでございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。議案第7号 令和8年度農作業労働賃金標準額(案)については原案のとおり決定されました。

次に、議案第8号 専決処分及び報告事項案件の追加についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第8号 専決処分・報告事項案件の追加についてご説明いたします。本件は、これまで、総会において審議頂いている、2種類の議案について、1つは、専決処分とすること、もう1つは報告事項とすることについて、お諮りするものです。

「専決処分」については、「農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更案について(農業委員会が提出した目標地図の素案どおりのものに限り、軽微な変更を行ったものを含む。)」を追加することで、いわゆる「地域計画の変更」について、市から照会があった場合に、その内容が農業委員会の提出した素案のとおりの内容のもの、または、素案に対して軽微な変更をおこなったもの、については、専決処分としたうえで、その後の総会において、さかのぼって決議を頂くものでございます。

また、「報告事項」については、「農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」を追加することで、いわゆる非農地判断について、議案にかかる現地調査の際に、併せて現地を確認頂き、その時点で非農地か否かの判断について決定するものとし、その内容を、その後の総会において、事務局から報告させて頂く取り扱いとするものでございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、原案のとおり

り決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号 専決処分及び報告事項案件の追加については原案のとおり決定されました。

 以上で、提出された議案すべて終了といたします。

 本日、決定したことの取扱いについては議長に一任願いたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第21回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 5番 中和田 吉彦

議事録署名委員 7番 小島 良金